

第4四半期の中国経済

工業生産の鈍化、環境規制の影響が見られるも、ファンダメンタルズは良好

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス2

第4四半期の中国経済～工業生産の鈍化、環境規制の影響が見られるも、ファンダメンタルズは良好2

- ▶ 第3四半期の国内総生産(GDP)は前年同期比6.8%増となり、伸び率は第1、2四半期より0.1ポイント低下したが、引続き高い水準を維持している。1～3四半期ではGDPは6.9%増となり、伸び率は上半期と横ばいであった。通年で考えた場合、GDPの伸びは「政府工作報告」で掲げられた6.5%の目標を問題なくクリアするほか、昨年の6.7%を超える可能性も大きいと見られている。
- ▶ 9月30日、人民銀行は「普惠金融」(金融包摂)の割合が一定水準に達した商業銀行に対し、預金準備率を0.5～1ポイント引下げ、2018年より実施すると発表し、これを金融政策が転換する兆しと読む人もいるが、物価の安定、経済の改善などから、少なくとも第4四半期では、「穏健中立」という政策方針に変わりはないと思われる。
- ▶ 中国経済はすでに底打ちしたという意見もよく聞かれるようになっており、2020年までに「GDP倍増」する目標の実現がそれほど困難ではなく、今後数年、経済の構造転換はより緩やかな外部環境で進められることとなり、着実な進展が期待されている。

君合の中国法コラム10

判例から見る競争禁止義務の留意点10

- ▶ 競争禁止については「労働契約法」第23条、第24条において規定されている。労働契約法の発布以来、使用者は商業秘密の保護や競争優位性の維持の観点から、競争禁止の運用をますます重要視するようになってきている。ただし、筆者の実務経験から見ると、競争禁止に関して企業が間違えて運用しているケースが少なくない。本稿では、使用者が競争禁止の運用方法を正しく理解するために、2015年から2017年にかけて上海、北京、広州、深センの四つの地域で出された裁判例に基づき、競争禁止義務に関する裁判官の見解と運用時の留意点をまとめた。

MUFG:Bankの中国調査レポート(2017年10月).....13

メインピックス

第4四半期の中国経済～工業生産の鈍化、環境規制の影響が見られるも、ファンダメンタルズは良好

第3四半期の国内総生産(GDP)は前年同期比6.8%増となり、伸び率は第1、2四半期より0.1ポイント低下したが、引続き高い水準を維持している。1～3四半期ではGDPは6.9%増となり、伸び率は上半期と横ばいであった。通年で考えた場合、GDPの伸びは「政府工作報告」で掲げられた6.5%の目標を問題なくクリアするほか、昨年の6.7%を上回る可能性も高いと見られている。

経済構造では、当局は金融デレバレッジ、金融による実体経済支援の強化、不動産市場の持続可能な発展、イノベーションの促進といった供給側改革に積極的に取り組んでいるほか、消費の拡大、サービス業の成長といった特徴もより鮮明となったことから、中国経済は安定を維持するとともに、質・効率の向上を追い求めるスタンスを見て取れる。

1～3四半期の経済指標については、MUFG:Bank (China) 経済週報 No.370号¹で紹介したが、本稿では、供給、需要の両側から、中国経済の短期的な見通しを考察していく。

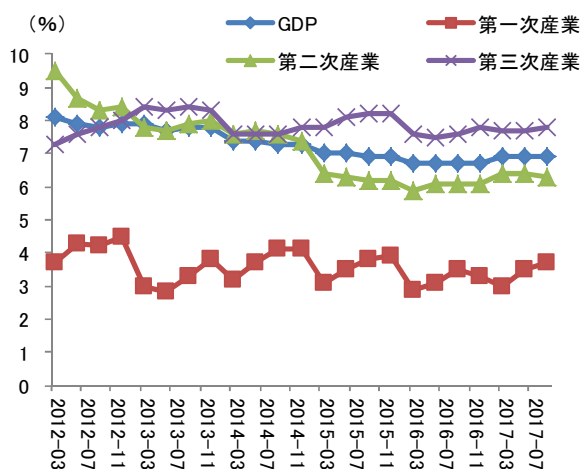
I. 供給側、環境規制による生産制限がマイナス要素

➤ 1～3四半期

第一次産業の生産高(付加価値ベース、実質値)は前年同期比3.7%増となり、伸び率は前年同期より0.2ポイント上昇した。第一次産業の生産拡大により、1～3四半期の食品価格は前年同期比1.7%下落し、消費者物価指数(CPI)の安定に重要な役割を果たしている。

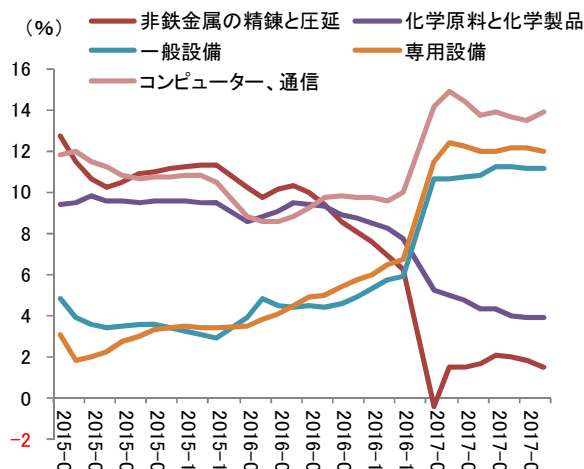
第二次産業は同6.3%増となり、伸び率は前年同期より0.2ポイント上昇した、過剰生産能力の削減、環境保護による規制強化の影響で、高燃費・高汚染産業である鉄の精錬・圧延、非鉄金属の精錬と圧延、石油化工・原子力燃料加工、化学原料・化学製品の伸び率は鈍化した。その一方、一般設備、専用設備、電気機械、コンピュータ通信、その他の電子設備製造といったハイテク産業は2桁成長を実現し、構造転換を後押しするとともに、第二次産業の成長を支えた形となった。

図表1 産業別成長率(累積ベース)



出所: 国家統計局より当行中国調査室作成

図表2 細分産業伸び率(累積ベース)

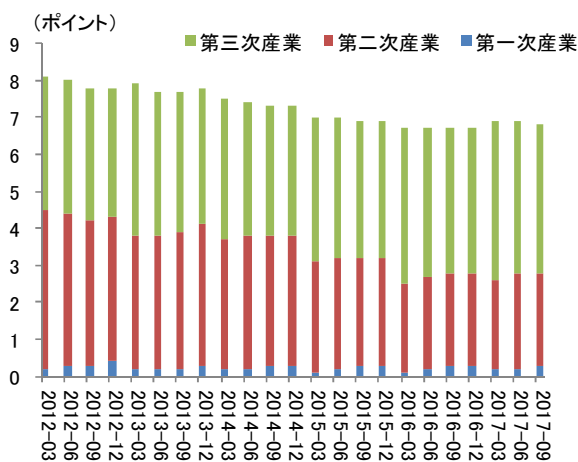


出所: 国家統計局より当行中国調査室作成

¹ MUFG:Bank (China) 経済週報【第370号】2017年第3四半期のGDP成長率は+6.8%～増加率は小幅に低下するも、経済構造は改善 (https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20171026_001.pdf) をご参照ください

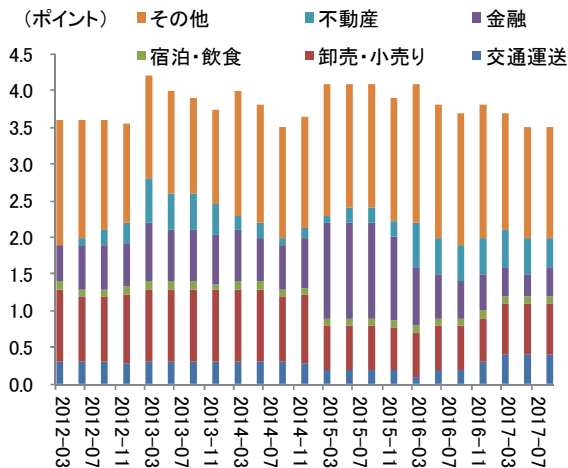
第三次産業は同7.8%増となり、伸び率は前年同期より0.2ポイント上昇した。また経済成長に対する寄与度では第三次産業は前年同期より0.4ポイント上昇し、依然として経済成長をけん引する最も重要なセクターである。またその内訳をみると、不動産業と金融業の寄与率はそれぞれ0.1ポイント下落したのに対し、交通運輸・倉庫・郵政、卸売・小売りの寄与度はそれぞれ0.2ポイント、0.1ポイント上昇した。この点から、今年における第三次産業の成長は主にネットショッピングなど新型消費方式の成長、消費習慣の変化によるものであり、2015年の金融業、2016年の不動産業の急成長は経済成長を後押しするとともにバブルを膨らませたマイナス点もあるのに対し、これらによる経済成長は持続可能なものとも考えられる。

図表3 GDPに対する三次産業の寄与度



出所：国家統計局より当行中国調査室作成

図表4 第三次産業の内訳



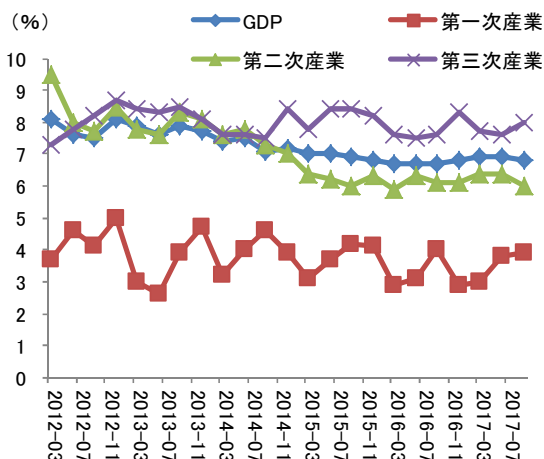
出所：国家統計局より当行中国調査室作成

▶ 第3四半期、

第3四半期のGDP成長率は1、2四半期より0.1ポイント鈍化し、これは主に工業品生産の伸び鈍化によるもので、経済全体の傾向に特に変化はないと考えられる。具体的に7～8月、夏の影響で就業時間を短縮するか、一時生産停止する工場があり、それに8月以降、環境保護政策の厳格化で一部環境基準に満たさない企業が生産停止を命じられたことにより、第3四半期における第二次産業の伸び率は6%増となり、第2四半期より0.4ポイント鈍化した。

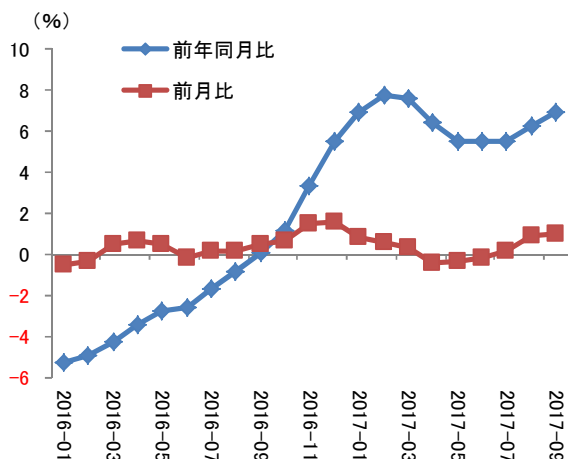
2016年の冬において全国広範囲で大気汚染が発生しており、今年では、まだ夏場である8月末にもかかわらず、北京、河北の一部地域は再びスモッグに覆われ、早急な対策が迫られている状況である。ただ先進国の経験から、環境問題の解決は長時間を要するとされる上、一定の物価上昇が伴うことは多い。この点について、第2四半期で鈍化しかけていたPPIは8月、9月に予想を反し上昇することからも見て取れる。そのため長期的に環境対策による物価上昇に十分留意する必要があると思われる。

図表5 三次産業の伸び率(単四半期)



出所：国家統計局より当行中国調査室作成

図表6 PPIの推移



出所：国家統計局より当行中国調査室作成

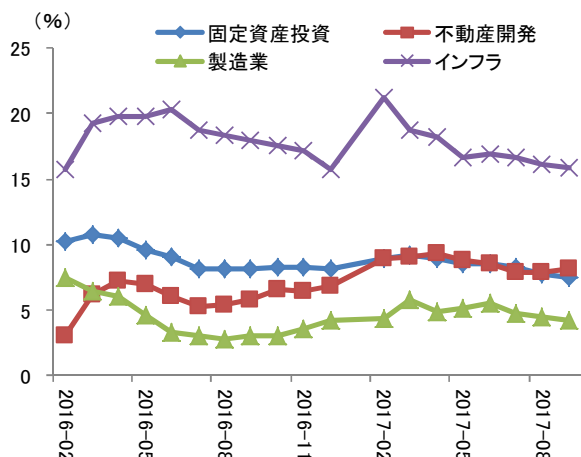
II. 需要面:固定資産投資は鈍化傾向も、輸出、消費は概ね安定

▶ 固定資産投資、若干の落込みが予想される

①製造業投資

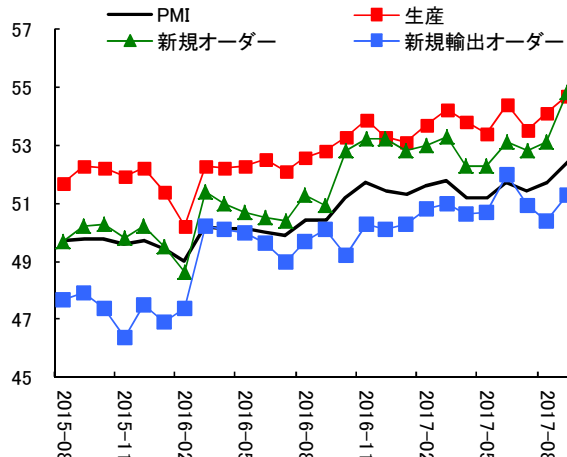
1～3 四半期の製造業固定資産投資は前年同期比 4.2%増となり、伸び率は1～8月より0.3ポイント鈍化した。産業別では、食品加工業、化学原料と化学製品、非鉄金属製品と鉄金属精錬・圧延、医薬製造の鈍化・下落が顕著である。これらの産業は環境に一定のマイナス影響をもたらすのが共通の特徴であり、環境政策の規制強化による影響を受けていると思われる。

図表7 固定資産投資



出所: 国家統計局より当行中国調査室作成

図表8 製造業担当者指数(PMI)の推移



出所: 国家統計局より当行中国調査室作成

それに対し、ハイテク産業の投資は着実に拡大している。1～3 四半期、ハイテク製造業投資は前年同期比 18.4%増で伸び率は前年同期より6.7ポイント上昇し、技術改造投資は 12.8%増で1～8月の伸びを上回り、装備製造業投資も 8.3%増となっているなど、ハイテク産業投資の伸びは製造業の平均伸びを大きく上回り、産業構造の高度化が見て取れる。

共産党十九回大会では、習近平総書記は「イノベーション」を計 55 回言及した上、「イノベーション型国家の建設」を現代化経済体制の主要措置の 1 つとして挙げている。十三・五計画においても、研究開発関連の投資目標を明確にしており、今後、中国経済は規模から質へと追求めるプロセスにおいて、ハイテク製造業は更なる発展のチャンスを迎えると思われる。

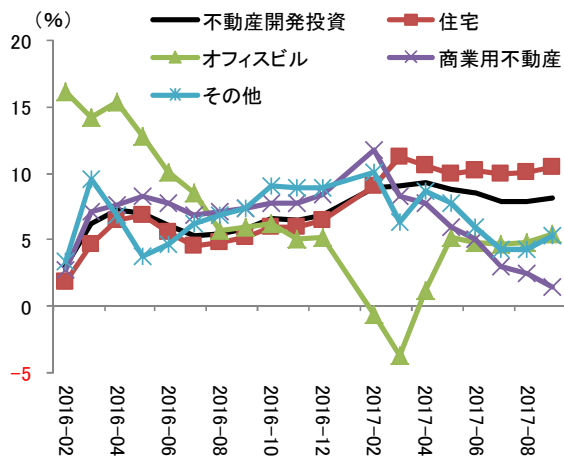
第 4 四半期を考える場合、PMI が高水準で推移しているなど製造業全体は健全であるほか、構造転換が着実に進められており、ハイテク産業が製造業投資に対するけん引効果も徐々に表れている。環境規制による生産制限、および比較対象である昨年第 4 四半期の投資額が高かったことにより、第 4 四半期の製造業投資は若干伸びが鈍化するも、概ね安定すると考えられる。

②不動産投資

1～3 四半期、不動産開発投資は前年同期比 8.1%増で伸び率は1～8月より0.2ポイント上昇し、今年3月以来の伸び拡大となった。その中、1～3 四半期の住宅類投資は前年同月比 10.4%増で伸び率は1～8月より0.3ポイント上昇し、不動産投資の回復をけん引する主因と思われる。

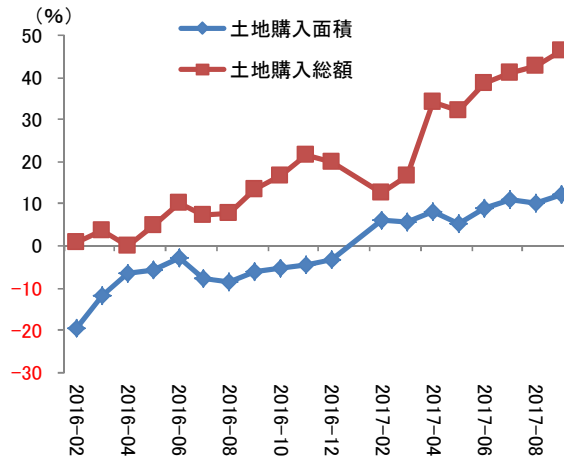
また1～3 四半期、土地購入面積は前年同期比 12.2%増で伸び率は1～8月より2.1ポイント上昇、土地購入総額は同 46.3%増で伸び率は 3.6ポイント拡大し、不動産投資の改善につながった一因と思われる。

図表9 不動産投資とその内訳



出所: 国家統計局より当行中国調査室作成

図表10 土地購入面積と金額(累積ベース)



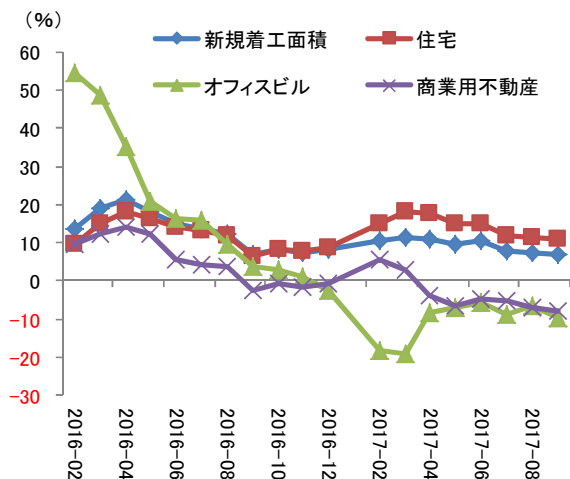
出所: 国家統計局より当行中国調査室作成

1~3 四半期、不動産新規着工面積は1~8月より0.8ポイント下落し、総着工面積は1~8月と横ばいである。新規着工面積の伸び鈍化は主にオフィスビルと商業・営業類施設の鈍化によるものであり、割合が最も大きい住宅投資は比較的安定しているため、不動産着工が急速に鈍化することは考えにくい。

その他、最近の不動産市場における注目点として、①北京、上海、深センといった都市では、1軒目住宅の住宅ローン金利が再び引上げられ、基準金利に5~10%上乗せすることが一般的となっている、②人民銀行と銀監会は個人消費ローンの不動産への無断転用を厳しく取り締っており、頭金と住宅ローン金利の両方で不動産市場を締めようとしている、③重慶、南寧、貴陽など6つの二線都市、省都は新たに不動産購入制限を打出している、などが挙げられる。

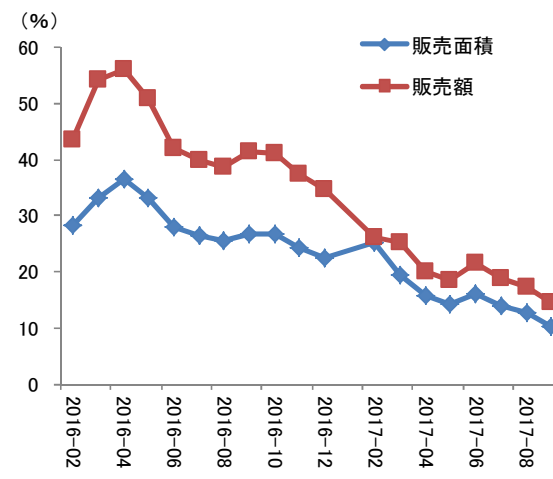
これらの影響により、1~3 四半期一般住宅販売面積は10.3%で伸び率は1~8月より2.4ポイント鈍化し、販売額は14.6%増で伸び率は2.6ポイント鈍化した。都市別で見た場合、二線、三線都市は引き続き伸び鈍化しているが、昨年不動産市場の好調による比較対象が高かったこともあり、実際の販売額・面積は数字ほど悪くないとも見られている。

図表11 新規不動産着工面積



出所: 国家統計局より当行中国調査室作成

図表12 不動産販売面積、販売総額



出所: 国家統計局より当行中国調査室作成

総じてみると、不動産販売面積、販売額は鈍化しているものの、不動産開発投資へ影響していくには時間がかかり、加えて土地購入金額の伸びは堅調であり、着工面積も安定していることから、中長期的に不動産開発投資は下落傾向にあるとの見方に変わりはないが、それほど急速に下落することはなく、通年で見た場合、

伸び率は昨年と横ばいか、若干上回る可能性が高いと思われる。

③インフラ投資

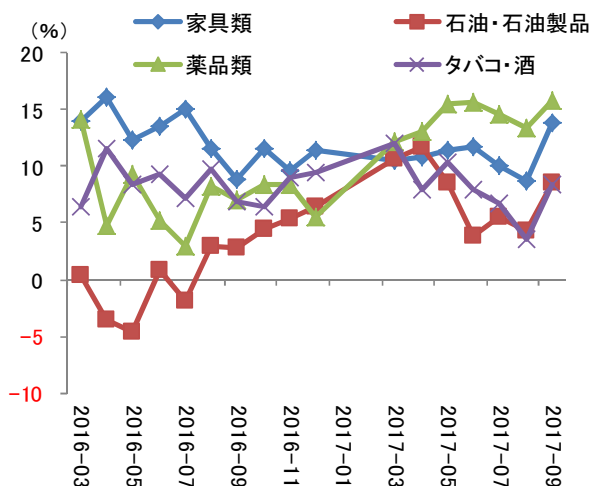
1～3 四半期のインフラ投資は前年同期比 15.88%増で伸び率は1～8 月より0.21 ポイント、前年同期より2.04 ポイントとそれぞれ鈍化した。その原因について、地方政府の財政圧力、金融管理の強化による地方債発行金利の上昇は主因と考えられるほか、不動産投資、民間投資、製造業投資の伸び率はいずれも昨年を上回っていることから、インフラ投資の伸び鈍化は、景気改善がますます明確になる中、当局が意図していた正常な反落との見方もある。

過去のデータから、インフラ投資は年末から年始にかけて鈍化する傾向が観測されており、それに環境規制による影響も無視できないもので、第4 四半期におけるインフラ投資の伸び率は引続き鈍化する可能性は高いと思われる。ただ前述したように、経済全体が回復しており、不動産、製造業、および民間固定資産投資の伸びは比較的堅調であり、インフラ投資の鈍化をある程度補うことができ、経済全体に及ぼす影響は限られていると思われる。

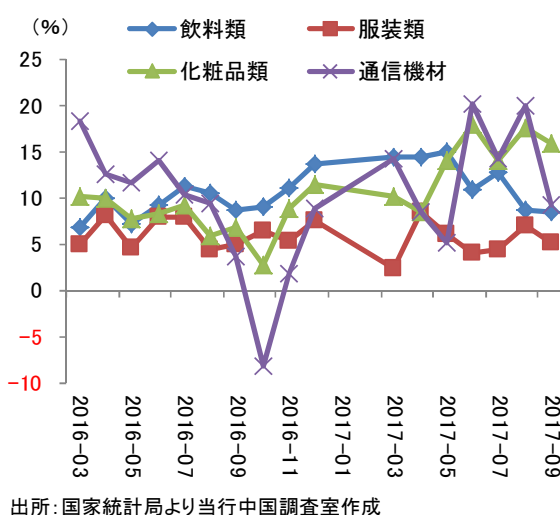
➤ 消費、引続き安定的に推移

1～3 四半期、社会消費小売総額は前年同期比 10.4%増で伸び率は1～8 月と横ばいであった。そのうち、タバコ、医薬品、石油商品、家具、および建築材料などの伸び率が上昇した一方、食品・飲料、服装、化粧品、家電、通信機材販売が鈍化している。

図表13 消費が伸び拡大した主要産業



図表14 消費が伸び鈍化した主要産業



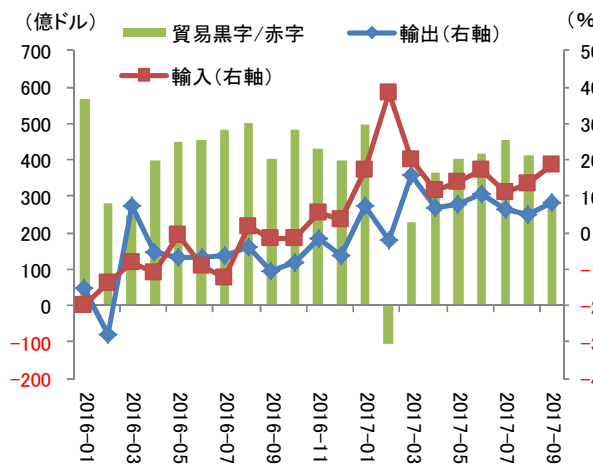
1～3 四半期、経済成長に対する最終消費の寄与度は4.5 ポイントと2016 年より0.2 ポイント上昇し、経済をけん引する役割がますます重要となっている。第4 四半期では、「11.11」、クリスマスなどの販売促進セール、祝日などもあるため、年内の消費が安定的に維持する見通しである。

➤ 純輸出、第4 四半期にも経済成長にプラスに寄与

9 月、輸出は前年同月比 8.1%増となり、伸び率は8 月より2.5 ポイント上昇しており、新規輸出指数も0.9 ポイント上昇していることから、国際需要の回復が見て取れる。ただ先行指標として、9 月の貿易輸出先導指数、輸出担当者指数は8 月より0.1 ポイント、0.8 ポイントとそれぞれ下落しており、先行指数の鈍化に留意する必要があると思われる。

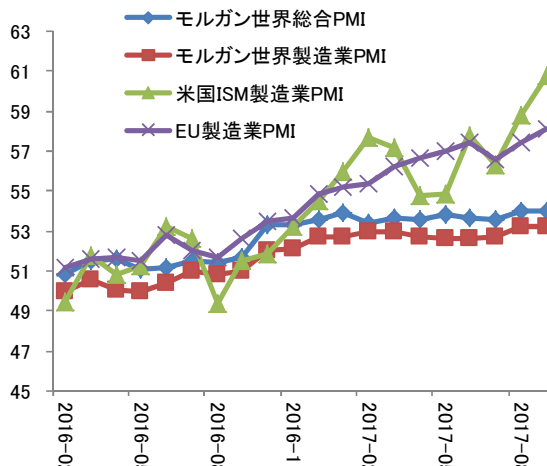
9 月、輸入は18.7%増で伸び率は8 月より5.2 ポイント上昇し、大口商品、原材料の輸入の持続的な拡大は輸入全体を後押ししたと思われる。今年に入り、過剰生産能力の削減という背景の下で、国内の原材料価格は大きく上昇しており、第4 四半期、環境保護による生産制限でさらに上昇すれば、国内企業は原材料コストを抑えるために輸入をさらに拡大する可能性も考えられる。

図表15 輸出入の推移と貿易収支



出所: 国家統計局より当行中国調査室作成

図表16 世界各国・地域のPMI



出所: 公開資料より当行中国調査室作成

第3四半期、経済成長に対する純輸出の寄与度は0.2ポイントであり、第2四半期の0.3ポイントより若干低下しているが、世界経済が比較的好調であることを背景に、第4四半期、GDPに対する純輸出の寄与度は引続きプラスに維持する可能性が高いと思われる。

Ⅲ. 金融面:「穏健中立」の金融政策を維持

9月の新規人民元貸出は1兆2,700億元で前月比1,800億元増加し、前年同月とほぼ同水準であった。前月比増加した主な原因は商業銀行の四半期末の業績拡大のほか、地方債発行・置換規模の縮小も貸出の拡大につながる一因と思われる。

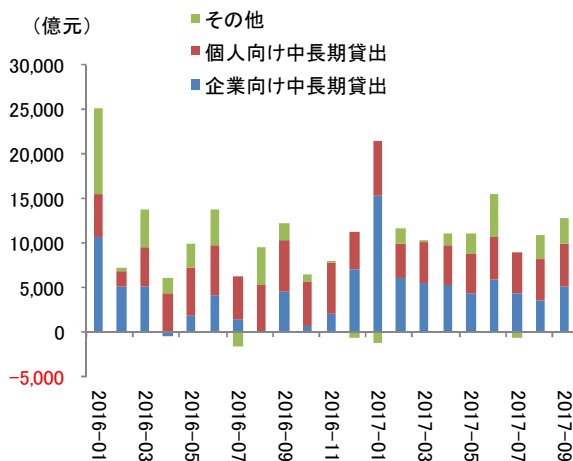
貸出の内訳を見ると、9月の新規企業向け中長期貸出は5,029億元で前月より1,390億元、前年同月より563億元とそれぞれ上昇し、貸出全体に占める割合は前月の33%から40%へと上昇した。企業向け中長期貸出の増加は金融監督管理の「実体経済サポート強化」との方針に従ったほか、実体経済の資金需要が拡大していることも重要と思われる。

9月の新規個人向け中長期貸出は4,786億元で前月比316億元増加したが、前年同期より955億元減少し、貸出全体に占める割合は8月の41%から38%へと下落した。季節要因を除けば、個人向け中長期貸出の規模は依然として大きく、その主な原因として、①バラック地域改造における貨幣化需要²、②三・四線都市の不動産市場が依然として好調であることが挙げられる。

ただ注意しておく必要があるのは、2017年以降、不動産購入制限の強化により、一部銀行は消費者金融業務の拡大に取り組んでおり、個人向け短期貸出の規模は急速に拡大している。1~3四半期、新規個人向け短期貸出は1兆5,000億元で前年同期より1兆元増加している。ただしこの短期貸出の一部が無断で不動産市場に流入していることが確認され、9月29日、銀監会は個人向け短期貸出資金の転用、「頭金ローン」を徹底的に取り締る方針を示しており、それにより、今後個人向け短期貸出規模が鈍化する可能性は考えられる。

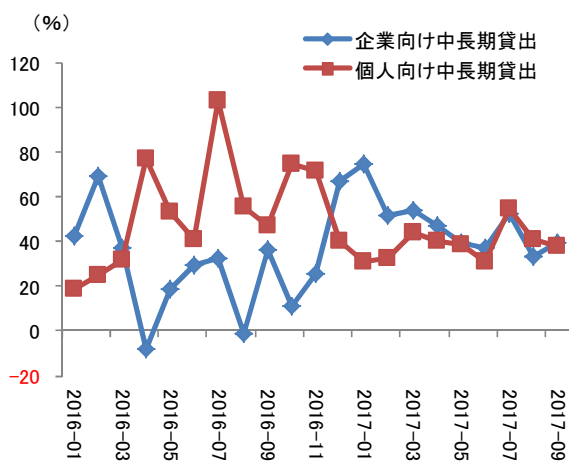
² バラック地域の改造において、今まで、政府・デベロッパーはバラック地域の住民たちの住宅、住宅用地を取りあげ、住民はいったん別のところに引っ越し、数年後、同じ場所にマンションが建てたらまた戻ってくるのは一般的であった。バラック地域改造の貨幣化とは同じ場所に戻ってくることを想定せず、政府・デベロッパーは、バラック地域改造が始まった時点で対価の金額を支払い、住民から住宅、住宅用地を買い取る形をいう。バラック地域住民たちは新たに住宅を購入する必要はあり、買い取り金だけで足りない場合、住宅ローンを組むこととなり、それにより長期的な資金需要が生じる。

図表17 人民元新規貸出の推移



出所: 国家統計局より当行中国調査室作成

図表18 人民元新規貸出に占める割合



出所: 国家統計局より当行中国調査室作成

今後の金融政策については、9月30日、人民銀行は「普惠金融」(金融包摂)³の割合が一定水準に達した商業銀行に対し、預金準備率を0.5~1ポイント引下げ、2018年より実施すると発表した。これを金融政策の方向転換と読む人もいるが、物価の安定、経済の改善などから、少なくとも第4四半期では、「穏健中立」という政策方針に変わりはないと思われる。その理由は次の3つが挙げられる。

まず、PPIが再び上昇傾向に向かったが、キャリーオーバー効果の弱体化で第4四半期の上昇率が鈍化する可能性は高いとみられている。同時にCPIが安定的に推移したことを考え、金融政策は緩和に転換する必要はないと考えられる。

また、人民銀行は「第3四半期貨幣政策報告」で、中国経済の先行きに対する見方をそれまでの「整体平穏」(総じて安定)から、「穏健向好」(安定しながら改善)へと修正している。それに第3四半期の経済指標が安定し、貸出・社会融資総額の改善もみられているため、経済成長面における圧力は比較的強く、年内に金融政策が緩和される可能性は少ないと思われる。

その他、供給側改革の一環として、当局は金融業のデレバレッジを今年の最重要任務として掲げている。金融業のデレバレッジは金融リスクの解消、過剰生産能力の削減、および国有企業改革においても欠かせない存在であり、その点からも金融政策の緩和が考えにくい。

総じてみると、第4四半期の金融政策は1~3四半期と同様で、すなわち、「穏健中立」の政策方針を維持しながら、売オペ、MLFといった金融ツールで市場の予測を誘導するとともに、市中流動性をやや引き締め気味の均衡状態に維持する可能性が高いと思われる。

IV. 党大会、2020年以降にGDP目標を設定せず

共産党第19回大会は10月24日に閉幕し、その後の27日より、各政府機関は党大会報告の解釈や今後の対策などについてそれぞれ記者会見を開催した。そのうち、中央財政弁公室(中財弁)の発言は特に注目されており、その要点を次の2点にまとめることができる。

①十九大報告は社会主義現代化建設の路線図を明確にしている。報告は2020年以降の「二段階計画」を打ち出し、これにより、中国の社会主義現代化建設が5段階に分けることができる。具体的に、第一段階では(改革開放~1990年まで)国民の基本生活を保障し、第二段階では(1991~2000年)国民生活が小康水準に達し、第三段階では(2001~2020年)小康社会を全面的に実現し、第四段階(2021~2035年)では社会主義現

³ 普惠金融の定義は明確にされていないが、普惠金融は機会平等、および持続可能な経営を原則とし、政策上のサポートなどで金融システム、金融インフラを健全化し、合理的なコストで金融サービスを必要とする社会各階級と団体に適切、有効な金融サービスを提供することであるとされている。そのサービス対象は一般的に農民、小型・零細企業、低所得者層、障害者、高齢者などである。

代化をほぼ実現し、第五段階(2036～2050年)では富強、民主、調和、美しい社会主義現代強国を実現することと解説している。

②19大報告で打出された各目標に3つの特徴があり、それぞれ、①今まで、社会主義現代化の実現が今世紀半ばまでとする目標としていたが、19大ではその実現時間が2035年へと15年前倒しし、中国の発展は当初の予定をはるかに早まる表れと考えられる、②「第二の百年奮闘目標」について、今まで「中国建国100周年の時、中国は富強、民主、文明、調和的な社会主義現代国家を実現する」としたが、十九大報告では、「中国建国100周年の時、中国は富強、民主、文明、調和、美しい社会主義現代強国を実現する」となり、「美しい国」を追加し、「国家」を「強国」へ変えた、③2020年以降、「GDP倍増」といった目標を打出していない。報告は、中国経済はすでに規模を追い求める段階から質・効率を重視する段階へ移っていると強調しており、「GDP倍増」を目標としないことは、新しい発展理念をより良く徹底するためであり、今後、中国は質向上、効率向上、成長力の転換といった3つの変革を通じ、経済発展における不均衡、不十分といった課題の解決に取り組む。

客観的にみると、社会主義現代化という目標の実現を前倒しすること、および「国家」を「強国」へ変更したことと比べ、「GDP倍増」目標の撤廃と、「美しい中国」の建設はより重要な転換点であり、社会主義新時代の特徴を示すポイントでもあると思われる。

共産党第十八回大会では、2020年のGDPは2010年より倍増する目標を打出し、2016年に6.7%の経済成長が実現できたことに踏まえ、今後4年間のGDPの平均成長率が6.5%を上回れば、実現できる計算となる。今年では、経済が安定しながら改善し、1～3四半期の伸び率は昨年を上回り、通年で6.8%の経済成長が実現できる見通しである。もしそうなれば、今後3年間の平均GDP成長率が6.3%であれば、2020年に「GDP倍増」を実現することとなる。

このように、中国経済はすでに下振れ圧力が最も大きい時期を過ぎ去っており、「GDP倍増」目標の実現がそれほど困難ではないことから、今後数年、経済の構造転換に一段と専念することができ、着実な進展が期待されている。

三菱東京UFJ銀行(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 余興

君合の中国法コラム

判例から見る競業禁止義務の留意点

競業禁止については「労働契約法」第23条、第24条において規定されている。労働契約法の発布以来、使用者は商業秘密の保護や競争優位性の維持の観点から、競業禁止の運用をますます重要視するようになってきている。ただし、筆者の実務経験から見ると、競業禁止に関して企業が間違えて運用しているケースが少なくない。本稿では、使用者が競業禁止の運用方法を正しく理解するために、2015年から2017年にかけて上海、北京、広州、深センの四つの地域で出された裁判例に基づき、競業禁止義務に関する裁判官の見解と運用時の留意点をまとめた。

I. 企業の就業規則や制度における競業禁止条項が労働者に対する拘束力を有するか否か

「労働契約法」第23条第2項において「秘密保持義務を負う労働者について、使用者は労働契約又は秘密保持協議の中で労働者と競業禁止条項を約定できる」と規定されている。つまり、競業禁止義務は法定義務ではなく、労使間の合意により約定される義務である。即ち、競業禁止義務の発効は使用者と労働者との間に特別な約定があることを前提とし、企業の就業規則や制度に競業禁止条項を記載しているのみで、労働者の同意や確認を得た上で別途約定していない場合は、労働者に対する拘束力を有さない。これについては、例えば、北京市海淀区人民法院の(2015)海民初字第36445号判決において、労働契約において競業禁止を約定していない場合に、企業が会社の就業規則や制度に競業禁止義務を記載し、且つ就業規則や制度の公示を行っていたとしても、法に基づいた競業禁止義務の発効要件ではないため、労働者に対する拘束力は生じないとの裁判官見解が示された。

II. 約定した競業禁止期間が2年を超える場合の効力

「労働契約法」第24条第2項において「労働契約の解除又は終了後に、前項に規定する人員が当該使用者と同種の製品を生産、経営している、若しくは同種の業務に従事している競合関係にあるその他の使用者に就業すること、又は自ら開業して同種の製品を生産、経営、若しくは同種の業務に従事することを制限する競業制限期間は、2年を超えてはならない」と規定されている。北京市第三中级人民法院の(2015)三中民終字第06630号判決では、労使間の秘密保持契約において、労働者が退職後3年以内は使用者の商業秘密を保持し、競業禁止義務を履行する必要があることを記載した件について、競業禁止の期限は2年を超えることができないという規定は強行規定であるため、法定期限を超える部分については無効であるとの裁判官の見解が示された。

III. 使用者による競業禁止補償金の不払いは労働者による競業禁止履行義務に影響を与えるか否か

「労働契約法」第23条第2項において「使用者は、労働契約の解除又は終了後に競業禁止を約定する労働者に対して、競業制限期間内において月単位で経済的な補償を与える義務を負う。労働者が競業禁止の約定に違反した場合には、約定に基づき使用者に違約金を支払わなければならない」と規定されている。なお、実務において、競業禁止契約を締結した労働者が退職した後に、何らかの事情により使用者が競業禁止に関する経済補償金を支払わないケースは少なくはない。こういったケースにおいて、労働者が競業禁止義務を履行する必要があるか否かにつき、上海市浦東区人民法院は(2015)浦民一(民)初字第4921号判決において、「使用者が自らの原因により3ヶ月以上経済補償を支払わない場合、労働者は『最高人民法院による労働争議事件審理における法律の適用についての若干の問題に関する解釈(四)』第8条に基づき、競業禁止の協議を解除することができるが、労働者によって競業禁止協議が解除されるまでは、双方に対し依然とし

て拘束力を有している。よって、本事件において労働者が離職後2年以内に競合関係にある他社にて就労したことは競業禁止義務への違反に該当するため、使用者に対し違約金を支払うべきである」との見解が示された。これまでの裁判実務においては、企業が経済補償を継続して支払わない場合には、競業禁止の約定自体が自動的に無効とされ、労働者は競業禁止義務を履行する必要があるという見方があったが、上記最高人民法院の司法解釈により、現在では、使用者が経済補償を3か月以上継続して支払わない場合でも、労働者が競業禁止協議を解除するという意思表示を行わない限りは、依然として競業禁止義務を履行しなければならない。

IV. 使用者からの競業禁止契約の解除

「最高人民法院による労働争議事件審理における法律の適用についての若干の問題に関する解釈(四)」第9条において、「競業禁止期間内に、使用者が競業禁止契約の解除を請求する場合、人民法院はそれを認めるが、競業禁止契約を解除する際に、労働者が使用者に対して別途3ヶ月分の経済補償を請求する場合、人民法院がそれを支持する」と規定されている。つまり、使用者は競業禁止期間においていつでも競業禁止協議を解除することができるが、労働者からの請求があれば、使用者は別途3ヶ月分の経済補償金を支払わなければならない。また、企業による解除の意思表示については、口頭での通知ではなく、書面にて労働者に送付することが望ましい。これについては、例えば、(2015)朝民初字第24193号判決において、使用者は口頭で労働者に通知して競業禁止契約を解除したと主張したが、これに対し裁判所は口頭で通知したことを証明する証拠が不十分であると判断し、使用者の主張を却下した。

V. 競業禁止の違約金

1. 違約金についての約定がない場合、使用者は違約金を主張できるのか

「労働契約法」第23条において「労働者が競業禁止の約定に違反した場合は、約定に基づき使用者に違約金を支払わなければならない」と規定されている。すなわち、違約金を支払う必要があるか否か、またどの程度の違約金を支払うのかについては、労使間にて関連する約定があることを前提としており、関連する約定がない場合には、労働者が競業禁止義務に違反したとしても、人民法院は労働者による競業禁止違約金の支払を認めない((2015)海民初字第10449号判決)。よって、企業の立場からすれば、労働者と競業禁止の約定を行う際に、違約金の基準を明確にしておく必要がある。

2. 違約金の調整

違約金の上下限については、法律上定められていないが、「最高人民法院による『第8次全国法院民事商事审判工作会议(民事部分)の要点』の発布に関する通知」(法[2016]399号)によると、使用者と労働者が競業禁止契約において約定した違約金が明らかに高いとき、又は実際の損失より低いときに、当事者が違約金金額の調整を請求した場合、人民法院は「最高人民法院による『中華人民共和国契約法』適用における若干の問題に関する解釈(二)」第29条を参考にして処理できると規定されている。即ち、当事者が約定した違約金が実際の損失の30%を超える場合に、人民法院は実際の損失より高すぎると認定することができ、使用者が労働者に支払う競業禁止補償金の金額、労働者の在職期間中の給与基準、労働者の在職期間、労働者の違約行為が使用者に与えた損失などの要因を斟酌した上で違約金の金額を調整することができる。例えば、(2015)海民初字第43367号判決において人民法院は、労働者が違約金を支払う必要があると判断したが、元々約定していた競業禁止経済補償金の10倍に相当する違約金をその2倍まで引き下げた。

以上

(本レポートの内容は個人の見解に基づいており、MUFG:Bank (China)の見解を示すものではありません)

謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟 (ILASA)より連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て2015年5月から君合律師事務所へ転籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&Aの分野に強い。



MUFG:Bank の中国調査レポート(2017年10月)

■ ニュースフォーカス No.14 2017

商事制度改革が中国の企業設立を後押し

http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/578_ext_02_0.pdf

香港支店業務開発室

■ BTMU CHINA WEEKLY 2017/11/1

<http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/417110101.pdf>

国際業務部

■ BTMU 中国月報第141号(2017年10月)

<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0j8mjr6m782H398f87f0Iid0j8mjtioawk>

国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断ください。宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214